

## ミニセミナー

### 「福岡市における良好な景観形成を目指して」

短期研究員 小林清美

#### 1 研究目的

景観まちづくりは、高度経済成長期後の社会変化による多様化や複雑化する課題に対応しながら、歴史や人々の生活、風土との関係性を配慮しながら推進してきています。市内の各地域においても、歴史や文化などの伝承資源を見出し、暮らしや自然などと積極的に関わり、まちの賑わいや憩いのある景観の形成を、市民が主体的に取り組んできています。その取り組み状況を、アンケートやヒアリング調査などで把握し、課題の整理と市民の役割などを考察しました。今後、潤いのある豊かな生活環境を創造していくために、市民が主体となり、どのように景観を守り育むのが良いのか具体的な提案を行います。

#### 2 景観まちづくりの推移と背景 福岡市：太字

年代	景観形成関連事項
1860	M元 1867 廃仏毀釈、城郭破壊 73 廃城決定 144 城 19 要塞 126 陣屋、近世の城郭失う
1880	80 都市計画法改正で地区計画制度、地域特性に応じた詳細ルール策定可能、住民参加謳う 市区改正、都市構造改変⇒都市風景の欧化政策。古社寺保存会制度化⇒歴史的風景保存施策
1900	11 史跡名勝天然記念物保存協会活動 19 都市計画法制定・風致・美観地区創設。市街地建築物法制定
1920	25 都市美研究会発足
1940	45 敗戦、都市風景壊滅的打撃被った。53 建設省「中央官衛計画報告」美観留意事項。
1960	人口都市集中、無計画で郊外虫食い広がる。京都・奈良・鎌倉等の歴史的街並み⇒ 63 都市計画法改正・密度規制導入(都市風景公共性発想困難)。町並み保存運動 美観保存・68 倉敷市伝統美観保存条例・柳川市・松江市。歴史的風土や自然環境保全条例・京都市。 66 古都保存法制定、「歴史的風土保存区域」「歴史的風土特別保存地区」創設 68 まちづくり根幹となる「新都市計画法」「改正建築基準法」公布
1970	75 文化財保護法改正・伝統的建造物群保存地区保存条例(歴史的街並み保全に限られる) 76 建築基準法改正における日影規制創設。78 神戸市都市景観条例制定 79 都市計画中央審議会答申で「都市景観」用語が用いられた
1980	80 地区計画等(都計法)案作成手続明示や独自のまちづくり推進等目的に制定。住民参加を謳う 一般市街地でまちづくり意識した景観づくりが自治体で試みる。地域景観づくりルール⇒地区計 画で担保の自治体表れ、景観まちづくり+まちづくり連動↑ 83.6「まちづくり月間」制定 83 彫刻のあるまちづくり、87 福岡市都市景観条例制定、88 都市景観形成基本計画策定 80 後半・都市景観条例各地制定⇒歴史的町並み地区景観整備進む
1990	90 景観まちづくり普及、自治体景観条例策定⇒住民中心標準の手続定めた、住民によるまちづ くり組織化、景観づくりルール景観協定、大規模建築協議調整手続等決る⇒地方自治法自主条例、 建築法行為強制力無く、景観巡り事業者と市民トラブル多発 92⇒「美しい・きれいな」条例出現(02.124件)⇒環境全般に広げ、広域連携要求の眺望維持、清

	<p>流確保増⇒都市風景は都市魅力演出要素考え⇒まちづくり目指す 93 街なみ環境整備事業設ける</p> <p><b>94 御供所景観づくり協議会⇒地域団体認定、95 彩都発行</b></p> <p><b>96 シーサイドももち地区都市景観形成地区指定(現在 7 地区指定)</b></p> <p>98 まちづくり 3 法、流通政策方向転換、中心市街地活性化法、大店立地法、改正都計法</p> <p>98 特定非営利活動推進法成立、市民活動を行う団体等に公益性を認め法人格与える</p> <p><b>99 福岡市違反広告物追放登録員誕生</b></p>
2000	<p>00 美しいまち並みや景観形成重視自治体 78%[建設白書]、都市政策課題として取上げ、都市景観問題に都市の総合性と地域性、感性の問題を含む。</p> <p>21C 都市行政テーマ：歴史や文化を実感し豊かな自然環境を活かした美しい都市風景保持創造⇒都市総合性と地域性、感性問題含む。総和意識横繋ぎアマチュアリズム、都市中で居場所共有</p> <p>03「美しい国づくり政策大綱」策定</p> <p><b>03 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例施行、</b></p> <p>04 景観法制定、景観形成意義と理念を法律で認知、景観形成を法律で後押し景観まちづくりを支援(自治体条例制定 500)。文化財保護法改正、文化的景観を文化財位置づけ</p> <p>06.4「景観の日」良好な景観形成を国民の意識啓発等を目的に制定</p> <p><b>06 ラッピングバス条例緩和</b></p> <p>08 歴史まちづくり法制定、文部科学省、農林水産省、国土交通省共管</p> <p>09 地域商店街活性化法施行、地域商店街コミュニティ支える場として機能・役割の再認識</p>
2010	<p><b>10 唐津街道姪浜まちづくり協議会⇒景観づくり地域団体</b> 11 景観形成ガイドライン改訂(05 策定)</p> <p><b>11 福岡市景観計画策定</b></p>

### 3 福岡市における良好な景観形成を目指して—提案

#### 1 市民が主体的に関わる景観まちづくり

- 1.1 市民が主体的に景観を守り、創り、活かす
- 1.2 魅力ある景観の創出は地域で

#### 2 地域の歴史や文化を引き継ぐ

- 2.1 地域の歴史・文化的資源の再発見をする
- 2.2 歴史や文化などの継承の再構築

#### 3 総合的な施策としての景観まちづくり

- 3.1 総合的な施策としての景観まちづくり
- 3.2 景観まちづくりに関する拠点の整備

#### 4 景観まちづくりを進める人材養成

- 4.1 景観まちづくりを進める人材養成
- 4.2 景観整備機構などの活用を図る

#### 5 市民共有の財産である景観を磨く

- 5.1 関係機関・組織の連携と景観まちづくり
- 5.2 人と人・アイデアを繋ぐネットワークの形成
- 5.3 景観まちづくりファンドによる景観形成活動の推進